

県直営による公の施設の管理運営状況

施設の名称	工業用水道事業
所在地	—
所管部局・課	企業局 水道課

1 施設の設置根拠(法律、条例等)

地方公営企業法、工業用水道事業法、群馬県公営企業の設置等に関する条例

2 施設の役割

(1) 設置目的 本事業は、地下水の過剰汲み上げによる地盤沈下を防止するため、表流水による工業用水を安定的に供給し、もって県内工業の健全な発展を図り雇用継続に貢献することを目的としている。 (2) 設置当初の状況 整備地域の工業用水は、そのほとんどを地下水によっていたが、その量的不足から地下水位低下や地盤沈下などの問題が生じていた。 (3) 施設を取り巻く現状 給水地区に低廉豊富な表流水による工業用水道を供給し、地盤沈下の抑制及び地域経済の発展に寄与しており、企業活動及び地域の雇用の確保に貢献している。事業目的・必要性は変わらない。県内の全工業用水使用量に占める渋川、東毛の両工業用水道の割合は、渋川地区においては約55%に達し、東毛地区においては約38%に達している。

3 施設の概要

名称	1. 渋川工業用水道	2. 東毛工業用水道
所在地	浄水場: 渋川市白井957 給水区域: 前橋市、渋川市、高崎市、吉岡町の各一部	浄水場: 太田市高林南町1-7 給水区域: 太田市、伊勢崎市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
設置年月日	昭和40年8月	昭和53年10月
敷地面積(所有者)	27,482平方メートル(群馬県)	50,101平方メートル(群馬県)
主な施設(床面積、階数等)	浄水場計画給水能力120,000立方メートル／日、送水管路34キロメートル	浄水場計画給水能力128,500立方メートル／日、送水管路155キロメートル
建設費	7,865,000千円	32,491,000千円
備考		

◇利用料等

◇利用時間(休館日)

区分	金額	24時間365日（年中無休）継続して給水を行う。
工業を営むもの		
（渋川工業用水道）	基本料金12円/立方メートル＋使用料金2円/立方メートル	
（東毛工業用水道）	基本料金33円/立方メートル＋使用料金2円/立方メートル	

4 施設における実施事業

工業用水の供給

① 澁川工業用水道

(千円)

歳入・歳出の主な増減理由	
--------------	--

区分

歳入・歳出の主な増減理由	
--------------	--

(人)

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	10	10	11	11	10	9	9
非常勤職員	2	2	2	2	2	2	2
合 計	12	12	13	13	12	11	11

	5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
常勤職員	14	14	12	12	10	10	10
非常勤職員	3	3	3	3	3	3	3
合 計	17	17	15	15	13	13	13

区 分		5年度	4年度	3年度	2年度	元年度	H30年度	H29年度
施設稼働率(%)		160	160	162	160	160	166	166
	洪川工業用水道	95	95	95	95	95	95	95
	東毛工業用水道	65	65	67	66	66	71	71
目標稼働率(%)		-	-	-	-	-	-	-
稼働率対象施設(設備)		協定量／浄水場の計画給水能力						
利用者の主な増減理由		受水企業との協定量の増減による						

8 必要性及び管理運営方法についての方向性

区分	内 容
施設の必要性	工業用水道事業は、低廉豊富な工業用水を安定的に供給し、県内工業の振興発展に寄与するとともに、環境及び国土の保全を図る地盤沈下対策事業として重要な役割を果たしている。
指定管理者制度	工業用水道事業は、国土保全面・産業基盤面・地域振興面などから、県が責任を持って実施する事業と考える。現在のところ指定管理者制度を導入する予定はないが、他の事業体及び民間企業の参入状況を注視し、必要に応じて第三者委託等について検討することとしたい。
業務等の見直し	水需要が減少する一方で、老朽化等に対する設備更新需要は高まっており、より効率的な運営方法を検討していく必要がある。 浄水場の運転監視業務については、民間事業者に委託している。
施設運営に当たっての課題	供給開始より45年以上経過し、老朽化に伴う管路における漏水事故が増加するなど、本格的な施設の更新時期を迎えており、今後の更新需要の増大が見込まれる。